

## フランチャイズ契約書

東京都千代田区〇〇町1-1-1 X株式会社（以下「甲」という。）と東京都中央区〇〇町3-3-3 Y株式会社（以下「乙」という。）は、スーパーマーケットのフランチャイズに関し次のとおり合意する。

### 第1条（目的）

- 1 甲は乙に対し、本契約条件を遵守することを条件に、乙が所有または賃借している別紙1記載の店舗（以下「本件店舗」という。）において、別紙2記載の商標、商号あるいはサービスマーク等（以下「商標」という。）を使用し、甲の開発した商品販売およびスーパーマーケット経営手法を用いてその営業活動を行うことを許諾する。
- 2 商標の使用にあたっては乙は次の内容を遵守しなければならない。
  - （1） 甲の指示に従い、かつ甲が別途作成・交付する商標使用規定に従うこと
  - （2） 商標は本契約に基づき実施される本件店舗における事業にのみ使用し、それ以外の事業のために使用しないこと
- 3 乙は、事前の甲の書面による承諾なく、商標と同一もしくは類似する商号、商標またはサービスマーク等をいかなる国家または地域において自己のものとして登記または登録してはならない。

### 第2条（加盟金）

本契約締結後1週間以内に、フランチャイジーはフランチャイザーに対し、加盟金として金 〇〇〇円をフランチャイザーの指定する銀行口座に振り込んで支払う。この加盟金はいかなる場合においても返却しない。

### 第3条（営業活動の指導）

- 1 フランチャイザーは、本店店舗の営業について次の指導を行う。

- (1) 店舗建設・内装および改装に関する指導
  - (2) 店舗の販売用商品および営業用消耗品の仕入先の推薦
  - (3) 商品構成・配置・陳列・管理・発注等に関する指導
  - (4) 教育研修・販売促進活動・会計業務に関する指導
  - (5) その他店舗の営業に関し必要となる業務
- 2 前項に定める営業指導の詳細については、甲が別途定める各種マニュアル、業務規程等において定めることとする。
- 3 乙は、第1項に定める営業指導および第2項に定めるマニュアル等が甲に帰属し、乙はこれらに関しなんらの権利も保有していないことを確認する。
- 4 乙は本条に定める甲の営業指導およびマニュアルに従って店舗を運営しなければならない。これらを甲の事前の書面による承諾なく改変してはならない。甲は乙が甲の営業指導およびマニュアルに従っていないと認めるときは、乙に対し改善命令を出すことができ、乙はこれに従わなければならない。

#### 第4条（店舗営業）

- 1 乙は甲の事前の書面による承諾なく別紙1記載の店舗の場所を移動してはならない。
- 2 乙は、本契約締結日から2ヶ月以内に店舗での営業を開始しなければならない。
- 3 乙は、本店舗営業に必要な各種官公庁への届出、認可を店舗での営業開始までに取得しなければならない。
- 4 店舗の内装、レイアウト、商品陳列、看板等については甲の許諾を得なければならない。

#### 第5条（テリトリー）

乙の事業範囲は東京都中央区内とする。ただし、甲は乙に対し同区内において本フランチャイズ契約と同内容の業務活動を行うフランチャイジーの指定を禁止されない。

#### 第6条（従業員の管理と店舗の管理）

- 1 乙は、店舗の業務に従事する従業員について、あらかじめ甲の指定する研修を受講させなければならない。
- 2 乙は、店舗の店長、仕入れ責任者等の重要な職務を担当する従業員の決定について甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、甲の指導およびマニュアルに従った店舗運営を行わなければならない。
- 4 甲は、店舗に従業員を派遣し、商品管理、陳列状況、販売状況その他店舗営業に関する事項について監督、指導、助言を行う。また、最も効果的と判断される標準小売価格を提示する。
- 5 店舗の営業時間と休日は別紙1記載のとおりとする。
- 6 乙は、甲の指示のほか、関連法規、通達に従い店舗を運営しなければならない。万一顧客から不良品その他の苦情が生じた場合は、直ちにフランチャイザーに通知してその対応を善処しなければならない。

#### 第7条（競業禁止）

- 1 乙は、本契約存続期間中、店舗以外の場所において、本店舗と同種もしくは類似の事業を行ってはならない。また、本契約と同種もしくは類似のフランチャイズ事業に参加してはならない。
- 2 本条項は本契約終了後3年間は有効とする。

#### 第8条（広告宣伝）

- 1 甲は販売促進のため、マスメディアその他の方法により広告宣伝を行う。また、甲が販売促進のためのキャンペーンを行う場合乙はこれに参加しなければならない。
- 2 乙が自ら企画を立てて広告宣伝活動を行う場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。この場合の広告宣伝費は乙の負担とする。

#### 第9条（ロイヤルティ）

- 1 乙は、本件契約に基づくフランチャイズ付与の対価として、本件店舗の総売上

の〇%をロイヤルティ（以下「ロイヤルティ」という。）として甲に対し支払う。

- 2 ロイヤルティは毎月月末締め翌月〇日払いとし、甲が指定する銀行口座に振り込んで支払う。

#### 第10条（売買代金）

乙が甲から商品（以下「本件商品」という。）を購入した場合には、乙は毎月末日締め翌月〇日までに本件商品代金を甲が指定する銀行口座に振り込んで支払わなければならない。

#### 第11条（瑕疵担保責任）

- 1 乙は本件商品の引渡しを受けた時点で直ちに検査する。その結果、引き渡された本件商品に何らかの瑕疵を発見した場合には、引渡し後1週間以内に文書をもって甲に通知しなければならない。
- 2 前項の通知を甲が受けた場合、甲は本件商品を調査する。乙の通知どおりに瑕疵が存在することが確認できた場合、それが乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲は瑕疵ある本件商品を瑕疵のない本件商品に無償で交換するか、瑕疵ある本件商品分の代金を減額する。
- 3 本条は本件商品の瑕疵について甲の責任を定めた唯一の規定であり、これ以外のいかなる損害についても甲は負担しない。第1項所定の期間内に甲が乙よりなんらの通知も受領しない場合、本件商品の保証期間は満了し、乙は本件商品の瑕疵について甲に対しなんら請求することはできない。

#### 第12条（守秘義務）

- 1 乙は、本契約期間中およびその終了後においても、本契約に基づき甲から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。
- 2 乙は本契約の目的を達成するために必要な乙の役員、従業員に対し前項に定める情報を開示することができる。この場合、乙は当該役員、従業員に対しても乙と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員、従業員からの情報漏洩に関する全ての責任を負う。

- 3 本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は、甲から開示された一切の情報を甲に返還し、以後一切保有しない。
- 4 本条に定める守秘義務は次の場合には適用しない。
  - (1) 公知の事実もしくは当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
  - (2) 第三者から適法に取得した事実
  - (3) 開示の時点で保有していた事実
  - (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

#### 第13条（個人情報）の取扱い

- 1 乙は甲から本契約に基づき提供された顧客情報（以下個人情報という。）については、甲の指示に従い取り扱うものとし、甲の指示を超えて利用、内容変更、消去、第三者への開示を行ってはならない。
- 2 本契約の業務遂行に際し乙が自ら個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、その利用目的を通知もしくは公表し、その利用目的の範囲内で個人情報を使用しなければならない。また、法令に定めのある場合を除き、本人の同意なくその個人情報を第三者に開示してはならない。
- 3 乙は甲から本契約に基づき提供された個人情報および自己が保有する個人情報について適切に管理し、漏洩防止のため必要な措置をとらなければならない。甲から個人情報管理に関し指示があった場合は、これに従わなければならない。

#### 第14条（有効期間）

本契約の有効期間は2003年4月1日から5年間とする。期間満了の3ヶ月前までに甲または乙により本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約は5年間更新され、以後も同様とする。

#### 第15条（期限の利益喪失・契約解除）

- 1 甲または乙が次の各号の一に該当した場合、なんらの催告を要することなく相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、当該当事者は相手方に対し支払わ

なければならず、また、相手方は催告なくして本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本契約の一に違反した場合
- (2) 支払停止、支払不能に陥った場合
- (3) 自ら振り出しもしくは裏書した手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てを受け、またはなした場合もしくは特定調停の申立てをなした場合
- (6) 解散、営業の全部または重要な部分の譲渡決議をした場合
- (7) 営業を廃止した場合
- (8) 監督官庁より営業停止命令を受け、または営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
- (9) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
- (10) その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態が悪化したと甲が認めた場合

2 前項の場合において甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償しなければならない。

#### 第16条（契約終了の効果）

本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本件店舗を閉鎖し、以後甲のフランチャイジーとみなされる一切の行為を行わない。

(2) 甲から使用許諾を受けた商号の使用を直ちに中止し、それらが記載された看板、内装用品、販促ツールその他一切のものを甲の指示に従い、甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。

(3) 甲から供与されたマニュアル、業務規程その他一切の情報を示した書面、フロッピーディスク、CD-ROM、MOその他一切の記録媒体を甲の指示に従い甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。乙のコンピューター等に記録されたものについては全て削除し、以後一切の情報を保有しない。

#### 第17条（損害賠償）

乙が本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

#### 第18条（遅延損害金）

乙が本契約上の債務の履行を怠った場合には、年〇〇%の遅延損害金を支払うものとする。

#### 第19条（譲渡禁止）

乙は本契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務の全部または一部を事前の甲の承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

#### 第20条（不可抗力）

- 1 地震、台風、津波その他の天変地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本契約もしくは個別契約の全部または一部を履行できない場合であってもその責任を負わない。
- 2 前項に定める事由が生じた場合には、不可抗力事由が発生した当事者は相手方に対しその旨の通知をする。この通知発送後6ヶ月を経過しても前項の不可抗力事由が解消されず、本契約の目的を達成することができない場合には、不可抗力事由が発生した当事者は催告なくして本契約もしくは個別契約の全部または一部を解除することができる。

#### 第21条（裁判管轄）

本契約から生じる一切の紛争については東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通作成し、各自1通これを保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都千代田区〇〇1—1—1

X株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

乙 東京都中央区〇〇3—3—3

Y株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印